



島根県報

平成18年10月31日 (火)

第 1,825 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

告 示

定例県議会を招集する月の変更	(財 政 課)	1
土地改良事業変更計画書の縦覧	(農 村 整 備 課)	1
換地計画書の縦覧	(")	2
地域森林計画の樹立	(森 林 整 備 課)	2
地域森林計画の変更	(")	2
保安林の指定施業要件の変更 (2 件)	(")	3
県道の路線の認定	(道 路 維 持 課)	3
道路の区域の決定	(")	4
道路の供用開始	(")	4

公 告

島根県MPN連携システムの調達に係る事業予定者決定のための提案競技の実施	(会 計 課)	4
--------------------------------------	---------	---

公安告示

施設警備業務 2 級検定の実施		9
-----------------	--	---

雑 報

環境影響評価書の縦覧	(環 境 政 策 課)	10
------------	-------------	----

正 誤

平成18年 9 月 5 日付け島根県報第1,809号中	(森 林 整 備 課)	11
平成18年10月13日付け島根県報第1,820号中	(")	11

告 示

島根県告示第1,010号

平成18年12月に招集すべき、地方自治法(昭和22年法律第67号)第102条第2項の規定による定例会は、昭和27年島根県告示第733号(定例県議会を招集する月)の定めにかかわらず、平成18年11月に招集する。

平成18年10月31日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県告示第1,011号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第1項の規定に基づき、次のとおり土地改良区理事長から土地改良事業の変更施行について認可の申請があり、同条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により審査の結果、土地改良事業計画の変更を適当と決定したから次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成18年10月31日

島根県知事 澄 田 信 義

事業主体名	事業名	縦覧に供する書類の名称	縦覧の期間	縦覧の場所
江津市土地改良区	川平地区区画整理事業（基盤整備促進事業）	土地改良事業変更計画書の写し	告示の日から21日間	江津市役所

島根県告示第1,012号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定に基づき、県営土地改良事業に伴う稲原地区第4工区の換地計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該換地計画に不服がある場合は、縦覧期間満了後15日以内に、島根県知事に対して異議申立てをすることができる。

平成18年10月31日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 縦覧に供する書類の名称
換地計画書
- 2 縦覧の期間
平成18年10月31日から21日間
- 3 縦覧の場所
奥出雲町役場

島根県告示第1,013号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第1項の規定により地域森林計画を立てたいので、同法第6条第1項の規定により次のとおり公告し、当該地域森林計画の案を縦覧に供する。

なお、当該地域森林計画の案に意見のある者は、縦覧期間が満了する日までに島根県知事に対し、理由を付した文書をもって、意見書を提出することができる。

平成18年10月31日

島根県知事 澄 田 信 義

森林計画区の名称	縦覧場所	縦覧期間
隠岐森林計画区（隠岐郡一円）	島根県農林水産部森林整備課、隠岐支庁	自 平成18年11月1日 至 平成18年11月30日

島根県告示第1,014号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第4項の規定により地域森林計画を変更するので、同法第6条第1項の規定により次のとおり公告し、当該地域森林計画の案を縦覧に供する。

なお、当該地域森林計画の案に意見がある者は、縦覧期間が満了する日までに島根県知事に対し、理由を付した文書をもって、意見書を提出することができる。

平成18年10月31日

島根県知事 澄 田 信 義

森林計画区の名称	縦覧場所	縦覧期間
斐伊川森林計画区（松江市、出雲市、安来市、雲南市、八束郡、仁多郡、飯石郡及び簸川郡一円）	島根県農林水産部森林整備課、松江農林センター	自 平成18年11月1日 至 平成18年11月30日
江の川下流森林計画区（浜田市、江津市、大田市及び邑智郡一円）	島根県農林水産部森林整備課、浜田農林センター	
高津川森林計画区（益田市及び鹿足郡一円）	島根県農林水産部森林整備課、浜田農林センター	

島根県告示第1,015号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成18年10月31日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所と指定の目的 次に掲げる告示で定めるところによる。
昭和44年12月27日農林省告示第2038号
- 2 変更に係る指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
 - (2) 立木の伐採の限度 変更後の立木の伐採の限度は、次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び浜田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第1,016号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成18年10月31日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所と指定の目的 次に掲げる告示で定めるところによる。
平成3年8月19日農林水産省告示第1050号（一、三に係るものに限る）
- 2 変更に係る指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁並びに益田市役所及び津和野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第1,017号

道路法（昭和27年法律第180号）第7条の規定に基づき、県道の路線を次のように認定する。

その関係図面は、島根県土木部道路維持課及び出雲県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成18年10月31日

島根県知事 澄 田 信 義

整理番号	路線名	起 点	重要な経過地	管轄する地方機関の名称	備 考
		終 点			
340	多伎インター線	出雲市多伎町		出雲県土整備事務所	
		多伎インター			

島根県告示第1,018号

道路の区域を次のように決定したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成18年10月31日

島根県知事 澄 田 信 義

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する地方機関の名称	備 考
		区 間	敷地の幅員	延 長		
県 道	多伎インター線	出雲市多伎町多岐118番12地先から同町久村2323番12地先まで	メートル 4.00～ 34.40	メートル 1,090.90	出雲県土整備事務所	

島根県告示第1,019号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成18年10月31日

島根県知事 澄 田 信 義

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延 長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備 考
県 道	多伎インター線	出雲市多伎町多岐118番12地先から同町久村2323番12地先まで	メートル 1,090.90	平成18年10月31日	出雲県土整備事務所	
"	浜田作木線	邑智郡邑南町日貫4745番地先から同所4744番2地先まで	750.00	平成18年11月5日	県央県土整備事務所	
"	"	浜田市旭町本郷2022番7地先から同所1204番1地先まで	558.00	平成18年11月5日	浜田県土整備事務所	

公 告

島根県MPN連携システムの調達に係る事業予定者を決定するため、次のとおり提案競技を実施する。

平成18年10月31日

島根県知事 澄 田 信 義

1 提案競技に付する事項

(1) 名称

島根県MPN連携システムの調達

(2) 仕様

「島根県MPN連携システムの調達に係る提案競技仕様書」(以下、「仕様書」という。)による。

(3) 調達方法

ア MPN連携システムの開発・導入業務

平成18年度及び平成19年度中の委託契約により業務委託する。

イ MPN連携システムの賃貸借

MPN連携システムを構成するハードウェア及びソフトウェアについて、下記3(2)の期間において賃貸借する。

ウ MPN連携システムの運用保守業務

下記3(3)の期間において委託契約により業務委託する。

(4) 提案価格の上限額

合計額は、79,554,000円(消費税及び地方消費税を含む。以下同じ。)を上限とし、かつ、各年度ごとの上限額は次のとおりとする。

平成18年度	34,650,000円
平成19年度	22,580,000円
平成20年度	8,500,000円
平成21年度	6,912,000円
平成22年度	6,912,000円

2 MPN連携システムの調達に係る期間

(1) MPN連携システムの開発・導入業務期間

- ・平成18年度：契約の日から平成19年3月31日まで
- ・平成19年度：平成19年4月1日から平成19年9月30日まで

(2) MPN連携システムの賃貸借期間

平成19年4月1日から平成23年3月31日まで

(3) MPN連携システムの運用保守業務期間

平成19年10月1日から平成23年3月31日まで

3 提案競技参加資格に関する事項

提案競技に参加する者は、次の(1)及び(2)に掲げる要件のすべてを満たし、島根県知事の参加資格の確認を受けたものであること。

ただし、次の(1)に掲げる要件のすべてを満たすものと(2)に掲げる要件のすべてを満たすものとの共同提案によることができる。

(1) 開発・導入及び運用・保守に係る資格要件

- ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- イ 島根県税(地方消費税を除く。)の滞納がないこと又は納税義務がないこと。
- ウ 消費税及び地方消費税の滞納がないこと又は納税義務がないこと。
- エ 島根県が実施する入札について指名停止の措置を受け、提出書類の提出期限日においてその措置の期間が満了していない者でないこと。
- オ 会社更生法(昭和27年法律第172号)に基づく更正手続開始の申立てがなされている者(同法に基づき更正手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、島根県が別に定める手続に基づき入札参加資格の受付がなされている者は除く。)でないこと。
- カ 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている者(同法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、島根県が別に定める手続に基づき入札参加資格の受付がなされている者は除く。)でないこと。

キ 過去2年間に国又は地方公共団体における情報通信システムの開発・導入業務を受注した実績を有する者であること。

ク 上記キにおいて受注し、開発・導入したシステムに関する運用保守業務を受注した実績を有する者であること。

(2) 賃貸借に係る資格要件

ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

イ 島根県が実施する入札について指名停止の措置を受け、提出書類の提出期限日においてその措置の期間が満了していない者でないこと。

ウ 会社更生法(昭和27年法律第172号)に基づく更生手続又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている者(同法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、島根県が別に定める手続に基づき入札参加資格の受付がなされている者は除く。)でないこと。

エ 物品の製造の請負、売買等に係る入札参加資格審査要綱(昭和45年島根県告示第4号)第4条の規定により、営業種目大分類「14 借入品」中分類「(2) 情報処理機器」の入札参加資格の認定を受けている者(以下「賃貸借資格者」という。)であること。

4 提案競技説明手続

(1) 提案競技実施要領等の配布

ア 配布方法

島根県出納局のホームページに掲載するので、当該ホームページからダウンロードすること。

アドレス：<http://www.pref.shimane.lg.jp/suito/>

イ 掲示期間

平成18年10月31日(火)から平成18年12月8日(金)まで

(2) 提案競技説明会

ア 日時

平成18年11月6日(月)午後2時から

イ 場所

島根県松江市殿町8 島根県庁南庁舎4F 会計課システム開発室

5 提案競技参加資格確認手続

(1) 提出書類の種類

提案競技に参加しようとする者は、次に定める書類を提出すること。ただし、必要がある場合は、補足資料の提出を求めることがある。

なお、提出された書面を審査の結果、3の参加資格を有すると認められたものに限り、提案競技に参加できるものとする。

ア 提案競技参加資格確認申請書

イ 会社概要書又は経歴書(共同提案の場合は、構成員すべての会社概要書又は経歴書)

ウ 法人の登記事項証明書又は身分証明書(共同提案の場合は、構成員すべての登記事項証明書又は身分証明書)

エ 島根県税の滞納がないこと又は納税義務がないことの証明書(賃貸借資格者は不要)

オ 消費税及び地方消費税の滞納がないこと又は納税義務がないことの証明書(賃貸借資格者は不要)

カ 過去2年間に国又は地方公共団体において情報通信システムの開発・導入業務及び運用保守業務を受注した実績を証する書類

(2) 提出書類の形式

提案競技実施要領による。

(3) 書類の提出方法、提出期限及び提出先

ア 提出方法

郵送又は持参による。

イ 提出部数

各 1 部

ウ 提出期限

平成18年11月14日(火)午後5時までに提出すること。

また、郵送の場合は書留とし、期限日の午後5時までに必着のこと。

エ 提出先

13に同じ。

6 提案競技参加資格確認審査結果の通知

申請者に対し、平成18年11月17日付けで、郵送にて通知する。

7 提案競技に係る質問書について

(1) 質問は、期限までに文書により提出すること。(ファックス又は電子メールによる質問書の送付も可とする。ただし、その場合には、電話による到達の確認を必ず行うこと。)

(2) 提出先

13に同じ。

(3) 提出期限

平成18年11月27日(月)午後5時まで

(4) 質問に対する回答は、平成18年12月1日(金)午後5時までに島根県出納局のホームページに掲示する。

アドレス：<http://www.pref.shimane.lg.jp/suito/>

8 提案書の提出について

提案競技参加資格確認審査において参加資格が認められた者は、以下により提案書を提出すること。

(1) 提案書の内容

提案競技実施要領による。

(2) 書類の提出方法、提出期限及び提出先

ア 提出方法

郵送又は持参による。

イ 提出期限

平成18年12月11日(月)午後5時までに提出すること。郵送の場合は書留とし、同日の午後5時までに必着のこと。

ウ 提出先

13に同じ。

9 選定方法

(1) 別に設置する島根県MPN連携システムの調達に係る提案競技審査委員会(以下「審査委員会」という。)において、厳正な審査を行う。

(2) 評価については、以下の点を主要項目として考慮する。

ア システム開発・導入の実現性

イ システムの調達にかかる費用

ウ システムの仕様

エ システムの拡張性に関する項目

オ システムの運用・保守性に関する項目

(3) 評価及び得点の付与方法は、あらかじめ設定した評価基準に基づき、各評価項目の得点を加算する方法により合計得点を算出する。

(4) 提出書類により参加資格等を審査した後、提案書について審査委員会事務局(出納局会計課財務電算グループ)によるヒアリング及びプレゼンテーションの依頼を行う。

(5) ヒアリング及びプレゼンテーションは、次の日程に行う。実施日時は、提案書提出者に対し別途通知する。

ア 実施日

平成18年12月13日(水)又は12月14日(木)

イ 場所

島根県松江市殿町8 島根県庁南庁舎4F 会計課システム開発室

(6) 審査委員会は平成18年12月20日の開催を予定し、審査委員会による選定の結果については提案競技参加者に別途通知する。

(7) 審査経過については、公表しない。また、選定の結果に対しての異議申立ては受け付けない。

10 提案の無効に関する事項

次のいずれかに該当するときは、その者の提案は無効とする。

- (1) 参加する資格のない者が提案したとき。
- (2) 所定の日時及び場所に書類を提出しないとき。
- (3) 事実と反する申請や提案に関する不正行為があったとき。
- (4) 提案者が当該提案競技に対して2以上の提案をしたとき。
- (5) 提案者が他人の提案の代理をしたとき。
- (6) その他、あらかじめ指示した事項に違反したとき又は提案者に求められる義務を履行しなかったとき。

11 契約

(1) 契約相手方

審査委員会が選定した者(以下「契約予定者」という。)と地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第10条第1項第1号の規定に基づき、随意契約を行う。

(2) 契約金額

契約予定者から見積書を徴取し、予定価格の範囲内において決定する。

(3) 前金払

前金払は行わない。

(4) 契約保証金

島根県会計規則(昭和39年島根県規則第22号)第69条第1項の規定により契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、同規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は免除する。

(5) その他の契約条項

契約予定者と協議の上定める。

12 その他の留意事項

- (1) 提出期限後の問合せ及び書類の追加・修正には原則として応じない。
- (2) 提案競技及び契約の手続において使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨とする。
- (3) 県は、提出された提案書等を本提案競技以外の目的では使用しない。
- (4) 書類提出後、辞退する場合は、その旨書面により申し出ること。
- (5) 提出書類は返却しない。
- (6) 提出書類の作成及び提出に要する費用並びにヒアリング及びプレゼンテーションに要する費用は、提案者の負担とする。
- (7) その他詳細は、提案競技実施要領による。

13 提案競技に関する問い合わせ先(書類提出先)

〒690-8501 島根県松江市殿町1番地

島根県出納局会計課 財務電算グループ(担当:笹木、客野)

電話:0852-22-5893

FAX:0852-22-5952

E-mail : kaikei@pref.shimane.lg.jp

14 Summary

(1) Name and type of service to be supplied:

Complete program development and maintenance management system of System for multi payment network.

(2) Deadline for the submission of proposal documentation:

8 December 2006

(3) For further details, please contact:

1 Tonomachi, Matsue-shi, Shimane-ken 690-8501 JAPAN

Accounting Division, Bureau of the Treasury,

Shimane Prefectural Government

TEL: 0852-22-5893

公 安 委 員 会 告 示

島根県公安委員会告示第114号

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第1項に規定する検定を次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号）第7条の規定により告示する。

平成18年10月31日

島根県公安委員会委員長 室 崎 富 恵

1 検定を実施する警備業務の種別及び級

施設警備業務 2 級

2 検定実施日時

平成19年2月7日（水） 午前9時30分から午後5時まで

3 検定実施場所

松江市打出町250番地1 島根県運転免許センター

4 受検定員

30人

5 検定の内容

次の科目について学科試験及び実技試験を行う。ただし、学科試験は実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験を行わない。

(1) 学科試験の科目

ア 警備業務に関する基本的な事項

イ 法令に関すること。

ウ 警備業務対象施設における保安に関すること。

エ 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 実技試験の科目

ア 警備業務対象施設における保安に関すること。

イ 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

6 受検資格

(1) 島根県内に住所を有する者

(2) 島根県外に住所を有する者で、島根県内の営業所に属する警備員

7 受検手続に関する事項

(1) 受付期間

平成18年11月21日(火)から同年11月30日(木)まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日を除く。)の午前8時30分から午後5時まで

ただし、定員に達した時点で受付を締め切る。

(2) 受付場所

島根県内の住所を管轄する警察署又は島根県内の営業所に属する警備員にあっては当該営業所の所在地を管轄する警察署

なお、郵送による申込みは受け付けない。

(3) 提出書類

ア 検定申請書 1通

イ 添付書類

㊦ 写真(申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの) 2葉

㊧ 島根県内に住所を有する者にあつては、住所を疎明する書面又はその者が警備員である場合にはその者が島根県内に所在する営業所に属することを疎明する書面 1通

㊨ 島根県外に住所を有する者にあつては、その者が警備員として島根県内に所在する営業所に属することを疎明する書面 1通

(4) 検定手数料

16,000円

検定申請書の提出時に、島根県収入証紙を手数料納付書に貼付して納付すること。

なお、検定申請書を受理した後は、検定手数料は還付しない。

8 その他

(1) 受検票は、検定申請書を提出した警察署を通じて交付するので、検定当日に持参すること。

(2) 検定当日の受付時間は、午前9時から同9時20分までとする。

9 問合せ先

島根県警察本部生活安全企画課(電話0852 26 0110 内線3492)又は島根県内の最寄りの警察署生活安全(刑事)課(係)に行くこと。

雑

報

島根県環境影響評価条例(平成11年島根県条例第34号)第20条の規定により、環境影響評価書(以下「評価書」という。)を作成したので、同条例第22条の規定により、次のとおり公告し、当該評価書を縦覧に供する。

平成18年10月31日

松江市長 松 浦 正 敬

1 事業者の氏名及び住所

(1) 氏名 松江市長 松浦正敬

(2) 住所 松江市末次町86番地

2 対象事業の名称、種類及び規模

(1) 名称 新ごみ処理施設建設事業

(2) 種類 ごみ処理施設(焼却施設)の設置

(3) 規模 1日当たり255トン

3 対象事業実施区域

島根県松江市鹿島町上講武

4 関係地域の範囲

島根県松江市

5 縦覧の場所、期間及び時間

- (1) 縦覧場所 松江市環境保全部環境施設建設課
松江市鹿島支所地域振興課
- (2) 縦覧期間 平成18年10月31日から同年11月30日まで
(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)で規定する休日は除く。)
- (3) 縦覧時間 午前 8 時30分から午後 5 時まで

正

誤

平成18年 9 月 5 日付け島根県報第1,809号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	行	誤	正
2	上から20	農林水産省告示第567号	農林省告示第567号

平成18年10月13日付け島根県報第1,820号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	行	誤	正
4	上から 7	保安林指定施業要件変更予定保安林	保安林指定施業要件変更保安林
	下から26	保安林指定施業要件変更予定保安林	保安林指定施業要件変更保安林
5	上から 3	保安林指定施業要件変更予定保安林	保安林指定施業要件変更保安林

